

国際連携学科及び国際連携専攻（以下「国際連携学科等」という。）の収容定員について、母体となる学部等の収容定員の内数 2 割を上限とする制限が障壁となり、大規模なプログラムが実施できず、国際連携教育課程の設置が進まない要因となっているとの指摘もあったところ、令和 4 年 3 月に、この制限を撤廃した。これに伴い、教員や施設・設備等について、独立した学科等として求められる要件の充足を一律に課すこととした。

一方、少人数の学生を対象としたプログラムの開講に係るニーズは依然として高いことや、更なる制度改善へ向けた要望があることから、プログラム設置促進のため、国際連携教育課程制度（ジョイント・ディグリー）の改善について検討することとする。

## 大学からの主な要望

### 1. 国際連携教育課程に係る基幹(専任)教員数関係

**母体となる学部等の収容定員の一定割合を超えない範囲で設ける国際連携学科等の基幹(専任)教員について、教育研究に支障がないと認められる場合には当該学科等を置く学部等の他の学科等の基幹(専任)教員が兼ねることができること**としていただきたい。

…「ジョイント・ディグリー・プログラム(JDP)の実態把握に係る調査(※)」によると、

- ① **回答した大学のうち7割**が、「小規模なJDPを設置する場合においても、学部の種類及び規模に応じ定めている専任教員数が必要となるため、必要な専任教員数を確保できないこと」が懸念点と回答。
- ② JDP既設大学(12大学)に対して、JDPの基幹(専任)教員が他の専攻・学科(以下「専攻等」という。)と兼任可能であると仮定した場合の専攻等ごとの**適正規模**を調査したところ、9大学が収容定員の**2割以内**、3大学が**3～4割以内**と回答。

### 2. 国際連携学科等を設ける学部等に置く追加的な基幹(専任)教員関係

国際連携学科等を設ける学部等には学科等ごとに1人以上の基幹(専任)教員（いわゆるコーディネーター）を追加的に置くことが求められているが、教育研究に支障がないと認められる場合には、**コーディネーターについても当該学科等を置く学部等の他の学科等の基幹(専任)教員が兼ねることができること**としていただきたい。

…「ジョイント・ディグリー・プログラム（JDP）の実態把握に係る調査（※）」によると、**約 5 割の大学**において、「国際連携教育課程制度用の専任教員（コーディネーター）1名が確保できないこと」や、「必置となる専任教員は他専攻での研究指導が困難となること」が懸念点と回答。ただし、**約 4 割の大学**において、「設置のための実務的な知識・能力が足りないこと」を懸念点として回答している点に留意が必要。

#### ※「ジョイント・ディグリー・プログラム（JDP）の実態把握に係る調査」概要

- ・実施期間：令和 4 年 12 月 16 日～令和 5 年 1 月 10 日
- ・調査対象：JDP協議会加盟大学（会員大学 12 校及びオブザーバー大学 25 校 ※加盟予定大学も含む）
- ・有効回答大学数：30 大学      ・調査手法：アンケート（一部ヒアリングも含む）

## 検討の方向性

**I. 国際連携学科等のうち、母体となる学部等の収容定員の一定割合を超えない範囲で設けるものの基幹(専任)教員は教育研究に支障が無いと認められる場合には、当該学科等を置く学部等の他の学科等の基幹(専任)教員がこれを兼ねることができることとできないか**

**II. 国際連携学科等を設ける学部等に置く追加的な基幹(専任)教員の配置の緩和ができないか**

等、国際連携学科等の更なる設置促進につながり得ることも踏まえ、制度の改善を検討する。